



山口市

## 報道資料

令和6年2月15日

1. 件名 会計年度任用職員に係る通勤手当の誤支給について

2. 日時 令和6年2月15日(木)

### 3. 内容

会計年度任用職員に係る通勤手当の誤支給が判明(令和6年1月)したため、会計年度任用職員制度開始(令和2年4月)以降の通勤手当の支給状況について調査を実施し、誤支給者に対して返還を求めるものです。

#### 【誤支給の内容】

月途中から任用する場合は、通勤手当は翌月分から支給すべき(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第26条)ところを、誤って任用月分から通勤手当を支給したことによる誤支給。

対象所属数 34所属  
返還対象者数 約360名  
返還金額合計 約950万円

#### 【今後の対応】

調査の結果を踏まえ、誤支給対象者に説明し、返還を求めています。金額が大きい場合は分割納付も含めて相談に応じてまいります。

また、来年度の任用に向けて周知を徹底し、再発防止に努めてまいります。

### 4. 問い合わせ

山口市総務部職員課給与担当  
(直通: 083-934-2715)